

独立行政法人国立特殊教育総合研究所中期計画

文部科学大臣認可

平成13年4月 2日

平成16年3月30日(変更)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立特殊教育総合研究所が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 予算の効率的な執行に努める。また事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、ホームページの充実や刊行物の電子化による情報提供の効率化を図ることなどにより、人件費の抑制及び一般管理経費の削減を図る。
- (2) 業務運営の効率化
国において実施される行政コストの効率化を踏まえ、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%の業務の効率化を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究活動

（研究の質の向上）

- (1) 研究員はいずれかの障害種別の研究部に所属させるが、総合的・横断的な課題に対応するため総合的な研究組織を構築する。また、効率的で合理的な業務を遂行するため、内部評価と外部の有識者による評価体制を導入するとともに、人事交流等による有為な人材の確保を図る。
- (2) 特殊教育センターや学校との連携を一層深め、障害状況のアセスメントや指導法等に関する研究の高度化と高品質化を図りつつ、障害の特性に応じた教育内容・方法等に関する研究の充実を図り、研究成果の口頭又は誌上による発表は、中期計画期間中500件以上を目標とする。

(国の施策への貢献)

(3) 国の施策に寄与する研究の一層の充実を図るため、以下の課題についての研究を実施する。

- ・ 学習指導要領の実施状況に関する調査研究、教育課程及び学習指導上の課題に関すること
- ・ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導及び指導体制に関すること
- ・ 学習障害児や注意欠陥 / 多動性障害児等といわれる児童生徒への教育内容・方法に関すること
- ・ 障害のある子供たちの社会参加と自立に対する教育的支援に関すること
- ・ 障害のある子どもにかかる学校と他の社会資源との連携・協力に関すること

(課題に応じた研究体制と研究予算)

(4) 研究部間連携や、横断的・総合的な課題に取り組む全所的なプロジェクトチームの構成など課題に対応した研究体制による研究を推進する。

(内外の関係機関との連携)

(5) 国内の大学や特殊教育センター等の関係機関との共同研究・研究協力を進める。

(6) 諸外国の特殊教育関係機関との交流による海外の研究及び特殊教育事情に関する最新動向の把握に努め、研究の充実に活かすとともにそれらの成果の普及を図る。

(7) 交流協定に基づく外国人研究者との研究交流を実施する。

(8) 国際機関や日本の政府関係機関との連携・協力によるセミナー開催、専門家の派遣などの国際的な貢献を行う。

(研究成果の普及の一層の充実)

(9) 研究紀要を年 1 回刊行するとともに、逐次研究成果報告書を刊行する。また、セミナー等を年平均 2 回以上開催する。

情報通信技術の活用による使用しやすく分かりやすい研究成果の情報提供に努める。

2 研修事業

(リーダー養成研修の実施)

- (1) 特殊教育に従事する教育職員の資質の向上と指導力の充実を図り、特殊教育に関する中核的な人材を養成するため、研究の成果を活かしつつ、研修内容を工夫したり、教材を開発し、体系的に広く用意された講義、実地研修等による専門的な研修を、1年間にわたる研修を年1回、1～3ヶ月程度にわたる研修を年3回程度実施する。

これらの研修では、特殊教育諸学校の免許状又は上位の免許状の取得を推進する。

(喫緊の課題に対応した研修の実施)

- (2) 学習障害、交流教育など当面する重要な課題に対応するため、研究の成果を活かしつつ、専門的な各種研修を年6回程度実施する。また、特殊教育関係職員だけでなく、すべての学校の教員が学習障害や交流教育などの理解を深めるよう研修プログラムを開発する。

(情報通信技術を活用した研修の実施)

- (3) 情報通信技術の基盤を整備し、各都道府県等において、盲・聾・養護学校だけでなく、すべての教員等に対して、優れた特殊教育研修が利便に円滑に受講できるよう、研修の講義を全国に配信するとともに、全国の特教育に関する研修事業の情報を提供する。

3 教育相談活動

(教育相談活動の改善・実施)

- (1) 臨床的研究を進める上で必要な事例や希少障害などについて、より専門性の高いスタッフがチームを組むことで多角的に障害を把握し、必要な助言・指導を行う教育相談を展開し、年平均2000件の教育相談を実施する。

また、地域サービスとしての教育相談とともに、電話やインターネットの活用による遠隔地からの教育相談の実施、特殊教育センター等への支援にも配慮する。

さらに、相談活動の在り方や方法論に関する実際的研究を実施するとともに、その成果の普及を図る。

(教育相談に関する情報の提供)

- (2) 本研究所における教育相談事例をはじめ障害のある子供を巡る教育相談について実際的な情報を提供するため教育相談年報を年1回刊行する。

また、相談希望者が利用しやすい全国の相談機関の情報をインターネットを通じて提供する業務の平成15年度からの実施を目指す。

4 情報普及活動

(特殊教育関係資料等の収集と提供)

- (1) 研究資料、図書、学術文献等の収集・整備に一層努め、海外の特殊教育関係資料の収集・充実を図るとともに、研究所内外からの閲覧や貸出等のニーズに適切に対応する。
- (2) 特殊教育関係文献目録、特殊教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録のデータベースを充実し、データベースのアクセス件数を期末には、平成12年度のアクセス件数の2倍以上とする。

(研究成果の普及と情報提供)

- (3) 研究成果に関するセミナー等を年2回以上開催したり、研究所の研究者を都道府県等が行う研修等の講師に派遣し、特殊教育の現状や研究成果を特殊教育関係者を始め広く一般にも普及する。
情報通信技術の活用による利用しやすく分かりやすい研究成果等の情報提供に努める。

5 国際交流活動

(海外との連携・交流による研究の推進)

- (1) 特殊教育に関する国際的観点からの研究推進、海外における特殊教育に関する実情調査の実施、研究員の国際学会への参加発表等のため、年平均10名以上の研究員の派遣を行う。
- (2) アジア太平洋諸国との一層の連携及び研究交流を推進するため、これらの国の参加による特殊教育セミナーを年1回開催する。
セミナーの開催に当たっては、教育委員会等の協力を得て、特殊教育関係職員の交際交流活動の参加促進に努める。
- (3) 交流協定に基づく外国人研究者との研究交流、外国人研究者の招聘等による研究交流を進め、年平均20名以上の外国人研究者を受け入れる。
- (4) 本研究所の研究成果を広く海外に紹介するため、ニュースレター等の発行を年1回以上行う。
- (5) 諸外国の特殊教育に関する書籍・雑誌及び資料等情報収集・蓄積を継続して実施する。

(国際貢献)

- (6) 国際協力事業団等の政府関係機関及びユネスコ等の国際機関への協力を行う。

- (7) 来日外国人研究者等への専門的知見の提供を行う。
- (8) 年1回のアジア太平洋諸国の参加による特殊教育セミナーの開催などにより日本ユネスコ国内委員会への協力を行う。
- (9) 国際セミナー等の開催による各国の特殊教育の発展への支援に努める。

予算、収支計画及び資金計画

- (1) 中期計画予算
別紙のとおり
- (2) 平成13年度～17年度収支計画
別紙のとおり
- (3) 平成13年度～17年度資金計画
別紙のとおり

短期借入金の限度額

限度額 2億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるものとする。

剰余金の使途

研究の高度化・高品質化のための経費に充当

会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

筑波大学附属久里浜養護学校との協力

ア 児童等の障害の状態に応じて関係する研究部・研究職員と学校の教職員等が教育指導（個別の指導計画、指導方法等）について定期的に又は必要に応じて協議

イ 入学希望者について、入学可否の判断及び入学後の教育指導に参考となる資料（教育・心理学的、医学的側面からの諸検査、行動観察等を基に作成した資料）の提供

ウ 研究部・研究職員、教室・教員等の個々のニーズに即した教育・研究課題に基づく相互協力

施設・設備に関する計画

研究活動、研修事業、教育相談活動が円滑に効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設の整備を図る。

また、生涯学習の観点から施設の一般公開を推進する。

本中期目標期間中に整備する施設・整備は別紙のとおりである。

中期目標期間を越えて債務負担に関する計画

電子計算機の賃貸借期間平成 15 年から 19 年までの 4 年間

人事に関する計画（その他業務運営に関する事項）

1) 方針

- ・研究活動、研修事業、教育相談活動等の効率的な実施
 - ・総合的・横断的な課題に対応するための総合的な組織の構築
 - ・情報通信技術を活用した情報提供等の充実への対応
- などのため、人員を適正に配置

2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る

（参考 1）

1) 期初の常勤職員数 83 人

2) 期末の常勤職員数の見込み 83 人

（参考 2）中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

3,719 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

3) その他

- ・ 客員研究員等の活用による研究活動の活性化
- ・ 人事交流の一層の活発化

中期計画予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	6,076
施設整備費補助金	1,151
受託事業収入	0
資産貸付料収入	1
文献複写料収入	0
計	7,228
支 出	
人件費	4,084
業務経費	1,993
一般管理経費	266
一般研究費	496
特別研究費	399
研修・講習事業経費	166
情報・普及事業経費	569
教育相談事業経費	12
国際協力研究経費	49
分室事業経費	36
受託事業等経費	0
施設整備費	1,151
計	7,228

[人件費の見積り]

期間中総額 3,719 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

1) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ P(y) + (R(y) - (y)) \} \times (\text{係数}) + (y) - B(y) \times (\text{係数})$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金

: 効率化係数。各府省の国家公務員について10年間で少なくとも10%の計画的削減を行うこととされている観点から、業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

: 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

平成13年度～平成17年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
經常費用	
人件費	4,084
一般研究経費	481
特別研究経費	387
研修・講習事業経費	161
情報・普及事業経費	552
教育相談事業経費	12
国際協力研究経費	49
分室事業経費	36
受託事業等経費	0
一般管理経費	255
減価償却費	81
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	
運営費交付金収益	6,016
資産貸付料収入	1
文献複写料収入	0
受託事業収入	0
資産見返運営費交付金負債戻入	33
資産見返物品受贈額戻入	48
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注記] 当法人における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

平成13年度～平成17年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	6,017
投資活動による支出	1,211
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	
運営費交付金による収入	6,076
資産貸付料収入	1
文献複写料収入	0
受託事業収入	0
投資活動による収入	
施設費による収入	1,151
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
耐震診断・耐震補強	229	施設整備費補助金
一般改修	319	施設整備費補助金
研修棟他外装等改修工事	44	施設整備費補助金
食堂棟・研修棟内装改修工事	92	施設整備費補助金
第一・第二グラウンド整備工事	130	施設整備費補助金

(脚注)

金額については13年度施設整備費補助金の額である。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。